

秋田市立秋田商業高等学校いじめ防止基本方針

基本的な方向性

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解

- いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要である。
- ◆いじめは、どの生徒にも、どの集団、場面でも起こりうるものである。
 - ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
 - ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
 - ◆いじめは、子供が入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
 - ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
 - ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
 - ◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」など集団全体に関係する問題である。
 - ◆いじめは学校、家庭、地域が、一体となって取り組む問題である。

(3) いじめの解消

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ・いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲のもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるのである。

基本的な考え方

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していく。

1 いじめの未然防止

- ◆学校の教育活動全体をとおして、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ◆子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進する。
- ◆子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりをとおした児童生徒理解に努める。
- ◆いじめ問題について考え、議論するなど、道徳の時間、学級活動、児童会・生徒会等における子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

2 いじめの早期発見

- ◆子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係づくりに努める。
- ◆教職員、保護者、地域が連携し、子どものささいな変化に気付き、迅速に報告・連絡・相談できる体制づくりを推進する。
- ◆ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- ◆いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行う。
 - ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
 - ・好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
 - ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合
- ◆早期発見のため、次のような手立てを講じる。
 - ・複数の教職員による観察
 - ・定期的なアンケート（無記名アンケート含む）の実施
 - ・ふれあいノート（※1）等の活用
 - ・個別面談の実施
 - ・相談窓口、相談機関の周知

※1 ふれあいノート

子どもがその日の出来事やそのときの気持ちを書き綴り、教職員がコメントを記入することによりコミュニケーションを深めるためのノート。

3 いじめへの対応

- ◆ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
※ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、自校のいじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得る。
- ◆ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、およびその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する。
- ◆ 自校のいじめ対策委員会による対応方針および役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行う。
- ◆ 教育委員会への報告および協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応する。
- ◆ いじめを認知した際には、いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し了承を得た上で対応にあたるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図る。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害 (PTSD) 等のいじめによる後遺症へのケアを行う。
- ◆ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察する。(再掲)
- ◆ いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促す。
- ◆ いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図る。

4 家庭や地域との連携

- ◆ 「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報提供する。
- ◆ PTAや学校評議員の会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る。
 - ・ 子どものささいな変化、言動を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
 - ・ いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
 - ・ 家庭においても、子どもといじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要です。生徒一人一人の規範意識を高め、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、体験活動の充実を図ります。

- (1) 人権教育と道徳教育の充実
学校の教育活動全体や道徳教育をとおして、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、お互いの人格を尊重しあえる態度や、豊かな人間関係を構築できる能力の素地を身に付けさせます。
- (2) 学校生活での体験活動の充実
生徒一人一人が授業や学校行事、部活動をとおして、自己有用感や充実感が感じられる学校生活を送れるような集団づくりや授業づくりを推進します。また、体験をとおして満足感や達成感を味わうことができるように工夫しながら指導していきます。
- (3) 生徒の自主的な活動の充実
生徒会などにおける生徒主体の活動をとおして徒達の中から「いじめを生まない学校づくり」に対する気運が盛り上がるように指導していきます。

3 いじめの早期発見の取り組み

いじめは早期に発見することが、解決に結びつきます。日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、全教職員があらゆる場面で観察し、小さな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

- (1) 学校生活アンケート（いじめ調査）の実施
1, 2年3回（1学期中間考査後・2学期中間考査後・3学期）3年2回（1学期中間考査後・2学期中間考査後）実施し、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや調査を実施します。
- (2) 面談の実施
担任と生徒本人との二者面談や、保護者も含めた三者面談を積極的に行い、生徒の悩みや不安に対して相談にのります。
- (3) 相談窓口の周知
担任以外に、保健教育相談部職員、養護教諭が相談窓口になり、相談しやすい環境を整えます。
- (4) 「いじめ対策委員会」での情報共有
校長、教頭（2名）、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健教育相談部主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長、PTA副会長により、「秋田商業高校いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認や、いじめ防止にかかる取組の点検・検証や見直しを行います。

4 いじめへの組織的対応

担当職員が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。当該関係機関と連携を図り、被害生徒・加害生徒への指導をしながら双方の保護者と連絡を密にして、協力しながら問題解決を図ります。

(1) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

被害生徒・加害生徒・その他関係する生徒から聞き取りした内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。被害生徒や保護者の不安や苦しみを取り除き、心のケアを図ります。

また、加害者に対しては自分のやった行為について認識させるとともに、反省を促します。

(2) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

状況に応じてスクールカウンセラーや関係機関（警察署、法務局、教育委員会、医療機関等）と積極的に連携を図ります。

(3) 保護者との連携

いじめの内容を迅速に正確に伝え、理解と協力を得るとともに、対応の経過や事後の生徒の状況について連絡を密にします。

5 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

生徒指導だよりやPTAを通し、学校のいじめ防止に向けての取り組みを説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、生徒を見守る体制づくりに努めます。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

(2) 学年、学級PTAにおける説明・協議

三者面談やPTAをとおして、現在の学校の状況を説明するとともに、保護者から情報を提供してもらい、連携を図りいじめの早期発見に努めます。

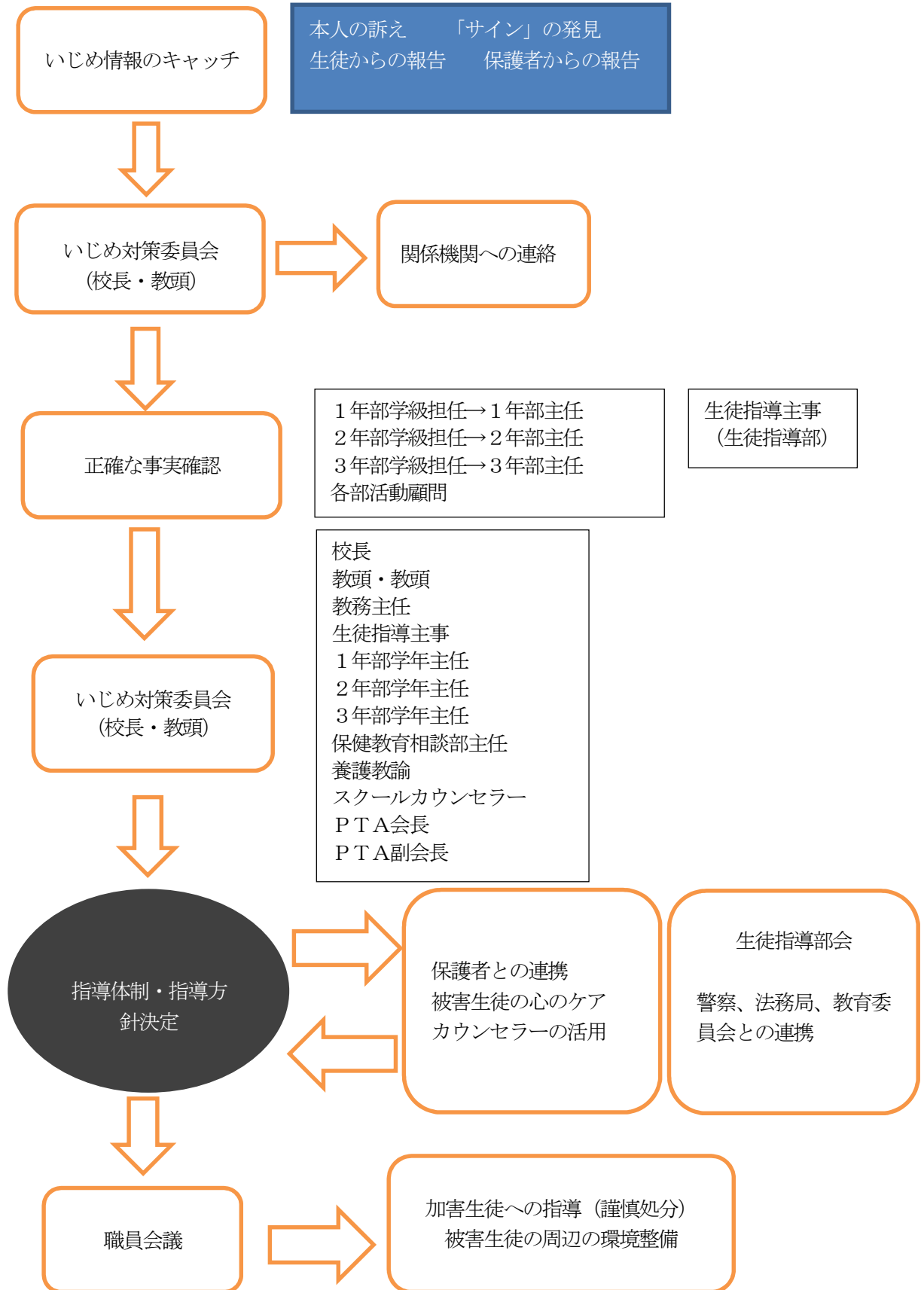
(3) 相談窓口、相談機関の周知

学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介し、心のケアやいじめに対し、迅速に対応できるようにします。

(4) ホームページや緊急メールの活用

学校のいじめに対する考え、取り組みを随時更新、紹介し、意識を高めます。

いじめ発生時の基本的な流れ



6 PDCA サイクルを踏まえた年間計画

		委員会	備考
4月	二者面談	いじめ対策委員会	生徒指導だより
5月	学校生活アンケート		生徒指導だより
6月		アンケート分析	生徒指導だより
7月			生徒指導だより
8月			生徒指導だより
9月			生徒指導だより
10月	学校生活アンケート		生徒指導だより
11月		アンケート分析	生徒指導だより
12月			生徒指導だより
1月			生徒指導だより
2月	学校生活アンケート	いじめ対策委員会	生徒指導だより
3月		アンケート分析	生徒指導だより

※学年ごとにPTA、三者面談を実施します

※スクールカウンセラーによる相談（月2回）

※ストレスマネジメント講座、グループエンカウンター（1年生）

※いじめ防止チェックリストの活用

※学校評価の実施と活用

重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

- 学校は教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長に報告）
 - ア) 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
 - イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ※子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 教育委員会または学校による調査
 - ・重大事態が発生した際には、教育委員会が調査の主体を判断する。
 - ・教育委員会が調査する場合は「秋田市いじめ対策委員会」を、学校が調査する場合は自校のいじめ対策委員会を活用する。
 - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 第三者機関としての「秋田市いじめ対策委員会」による調査
 - ・教育委員会および学校は、「秋田市いじめ対策委員会」に協力する必要がある。
- 調査結果の提供および報告
 - ・主体となった調査組織は、いじめを受けた子どもおよびその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、対応方針について共通理解を図る。
 - ※調査結果の公表については、いじめを受けた子どもおよびその保護者の意向、公表した場合の子どもへの影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
 - ・教育委員会は、調査結果を市長に報告する。
 - ・教育委員会および学校は、調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

- 再調査
 - ・市長が、重大事態への対処または同種事態の発生防止のため必要があると認めた場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、教育委員会または学校による調査について調査する。
- 市長による調査結果の提供および報告
 - ・いじめを受けた子どもおよびその保護者に対し情報を適切に提供する。
 - ・調査結果を議会に報告する。
 - ・調査結果を踏まえ必要な措置を講ずる。